

令和2年度第1回千歳市公営企業経営審議会 会議録

日 時 令和2年10月28日（水） 14：00～16：10

場 所 千歳市水道局2階会議室

出席者 別紙名簿のとおり

1 公営企業管理者挨拶

2 会長の選出

3 議事

(1) 報告事項

- ①令和元年度千歳市水道事業会計決算について
資料に基づき内容を説明。

(説明者) 経営管理課財政係 佐藤係長

【質疑等】

(森木会長)

長期の設備投資計画を持っているのか。

(佐藤財政係長)

水道事業においては、水道施設更新計画を策定しており、この中で管路については、病院やコミュニティセンター等の重要給水施設への管路を本年度から15年かけて優先的に更新する計画が含まれている。また、施設については、更新費用の平準化を図りながら、内部留保資金の保有状況を見定めて、適切な時期に更新を行う計画としている。

(森木会長)

減価償却率は高まっているが、償却額については正しく計上されているため、急に多額の設備投資費用が生じたとしても問題がない状況であるのか。

(佐藤財政係長)

減価償却率が高まるとともに、実際に、管路や施設の更新時期を迎えている。しかしながら、管路や施設が法定耐用年数を経過したからといって、すぐに更新を行うものではなく、管路や施設の状況をよく見定めながら、経営への影響が生じることがないように適切な時期に更新を行うこととしている。

②令和元年度千歳市下水道事業会計決算について

資料に基づき内容を説明。

(説明者) 経営管理課財政係 佐藤係長

【質疑等】

(井上副会長)

水道の給水戸数と下水道の排水戸数の数の違いはなぜあるのか。

(佐藤財政係長)

使用する水を地下水や井水としている工場があり、下水道のみを使用する需要家があることから、必ずしも水道の給水戸数と下水道の排水戸数は一致するものではない。

(井上副会長)

令和元年度で、水道は43,723戸で、下水道は42,926戸となっており、水道が下水道を上回る状況となっている。この状況について伺う。

(成瀬次長)

下水道の処理区域には、農村地区が含まれておらず、排水戸数にも反映されていない。このこともあり、必ずしも水道供給と下水道処理の戸数が一致するものではない。

(井上副会長)

水道料金と下水道使用料の未収額、不納欠損額が違う理由について伺う。

(佐藤財政係長)

水道、下水道のどちらかのみを契約し、料金支払を行っている需要家があることから、このような差異が生じる。

(森木会長)

内部留保資金の残額について、同規模自治体をベンチマークとしているのか、妥当性について伺う。

(佐藤財政係長)

資料のとおりであるが、内部留保資金は現在増加している。

一定量の内部留保資金を保有している理由であるが、本市は、汚泥の処理方法について検討をしている状況であり、現在の汚泥処理方法については、美々地区にある環境センターからゴミを燃やすときに生じる廃熱を用いて、焼却及び乾燥して処分し、セメントや堆肥に変えている。しかし、この燃えるゴミの処理をしている環境センターについて、広域化が決定されたことから、処理に必要な廃熱が供給されなくなる状況である。よって、新たに汚泥を処分するに当たり必要な施設建設費用の資金が内部留保資金に含まれている。

(成瀬次長)

発言について訂正をさせていただくが、本市のスラッジセンターは汚泥を乾燥させる場所となっている。汚泥を乾燥させるための熱源をスラッジセンターに隣接する市のゴミ焼却施設から供給されており、乾燥した汚泥をセメント化や堆肥化している。

(牧野管理者)

ベンチマークについて何かあるわけではないが、あえて申し上げれば流動比率になる。流動比率は他の事業体に比べて高い状態である。毎年10億円程度の留保資金が生じるが、同額程度工事資金として使用している。また、運転資金として一定程度資金を保有しているため安定していると考えている。今後の施設投資がどのくらいの金額になってくるのか、老朽化に伴い投資額が増えてくるため、この点を勘案しながら、適正な投資規模を判断する。さらには、下水道使用料についても考え、経営の基盤強化に取り組んでいく。

(2) 審議事項

①名水ふれあい公園の管理方法について
資料に基づき内容を説明。

(説明者) 水道整備課 上野課長

【質疑等】

(井上副会長)

他の地区の事例は調べているのか。京極町の公園ではどうなっているか。

(上野水道整備課長)

京極町の公園では、噴出口のみペットを禁止していることを確認している。

(荒井委員)

現状において問題点は多いのか。利用者に何か迷惑になるようなことがあったのか。ペットの糞尿を正しく処理している利用者にも利用規制を考えているのか。これらについて説明いただきたい。

(上野水道整備課長)

開園当初はペット禁止とはしていなかった。資料として記録はないが、開園から数年経過した後にはペットの糞尿の始末が問題となり、平成10年から11年にかけて、ペット同伴での公園利用を控えていただくこととしており、現状では大きな問題は起こっていない。

(荒井委員)

現状は問題ないということからこのまま公園運営していきたいのか、今後の望ましい公園のあり方はどのようなものと考えているか。

(上野水道整備課長)

現状は、公園内はペットを禁止しているが、公園や河川につながる木栈橋については、ペット規制をしていない。通常、来園者はそれらを一体として捉えているが、現状においては、別々のルールが存在している。あり方としては、この別々のルールを一体とするべきと考えている。

(荒井委員)

名水ふれあい公園につながる河川は市民の飲料水にもなっている。それをペット糞尿で汚すことは、大変な問題である。繰り返しになるが現状のルールで問題があるのか。

(上野水道整備課長)

ペットを受け入れてほしいという声があるわけではない。しかし、現状は別々となっているルールを一体として考えるべきではないかという考えに至ったことから、今回意見を伺ってい

る。

(森木会長)

今回、問題が生じたことで、ペットの公園利用のルールについて不明確な部分があったことから、この際にどのようにすべきか委員に伺いたいということか。

(上野水道整備課長)

そのとおりである。

(谷尾委員)

今年の8月にきっかけとなる出来事があったとのことだが、これより以前にも何か問題が起きたことはあったのか。

(上野水道整備課長)

これまでは特に問題はない。

(牧野管理者)

水道局においてこれまでトラブルは無かった。名水ふれあい公園は柵までの範囲となっているが、内別川の対岸の木栈橋まで管理していたのが実態となっている。

今回、木栈橋にペットを連れて入った方に、公園管理業者が注意をした。注意された方は、普段からペットの散歩に使用していたが、今回初めて注意されたこと、また、河川は河川管理者の管理範囲であり、公園の管理外の場所であるにも関わらず、なぜ公園の管理業者に注意をされなければならないのかということから、トラブルに発展した。

ペットは用を足すことがあるため、公園利用は遠慮していただいた状況であったが、名水ふれあい公園の範囲外である木栈橋までを一体的に管理していた実態と重なり、法律的な部分を含めて、この度、顕在化されたものである。

市内公園でペットを連れての利用を禁止するルールはないが、マナーは守りましょうということで、公園利用をお願いしてきた。ただし、名水ふれあい公園は浄水場と内別川の取水口にも隣接しており、ペットといえど、動物が公園利用するのはいかがなものかという意見もあった。

しかし、この時代において、ペットはいわば家族であり、公園利用を一律禁止とするには抵抗がある。

このようなことから、今の状況における常識や多数意見はどのようなものかお伺いしたいと思っている。

(谷尾委員)

トラブルを防ぐには公園管理業者に周知徹底することと、公園利用者に向けた表示を行うことがトラブル防止になるかと考える。

(井上副会長)

公園には、公園の範囲を示す看板があるから、利用者は皆わかっているのではないか。今は、インバウンドによる来園者はいないと思うが、今後、来園者数を増やすことを考えると、看板に外国語表示が必要なのではないか。看板の見直しを検討するべきと思う。

また、これからの時代、家族でもあるペットを一律禁止にするとこのことが今以上にトラブルになるのではないかと考える。先ほどの説明を聞いて思うことがあるが、取水口に自由に入れる状態が怖いと感じる。

(牧野管理者)

ペットを飼っている方の意見も伺いたい。

(山下委員)

猫を飼っているが、公園利用においてマナーの悪い方が増えていると感じる。糞尿の始末をしない方も目撃する。他の市民も不快な思いをするため、看板設置や広報での周知が必要と感じる。公園でペットを遊ばせることができる範囲と範囲外をしっかりと分けて管理してもらえばうまくいくと思う。

(松本委員)

猫を飼っているが、看板をもっと大きくして、ルールをわかりやすくすることが大事である。やはりマナーが悪い方が増えていると感じる。

(牧野管理者)

常識の範囲で、マナーを守っていただく、そして公園の中で律することとしていきたい。

4 その他

なし

以上